



cutting through complexity

日本における サステナビリティ報告 2013

kpmg.com/jp/sus



目次

エグゼクティブサマリー	1
1. 調査概要	3
1-1. 調査の目的および対象	3
1-2. 調査方法	3
2. サステナビリティ報告の基盤	4
2-1. サステナビリティレポートの発行の状況	4
2-2. サステナビリティレポートの媒体	5
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合	6
2-4. 第三者保証	8
2-5. 報告ガイドラインの利用	10
2-6. 組織バウンダリ	11
3. 報告内容の決定と重要課題	12
3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示	12
3-2. 重要課題と目標設定の関連性	12
3-3. ステークホルダー・エンゲージメント	13
4. 個別報告項目	14
4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	14
4-2. 水資源に関する開示	16
4-3. 人権に関する開示	16
4-4. 紛争鉱物に関する開示	17
4-5. サプライヤー評価に関する開示	18
4-6. 人材の多様性に関する開示	19
5. おわりに	20

エグゼクティブサマリー

2013年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が2013年に発行したサステナビリティレポートを対象とし、報告の実態を調査した。調査結果からは、主に以下が明らかになった。

サステナビリティ報告の基盤

- 225社のうち210社(93%)がサステナビリティレポートを発行しており、前年に引き続き90%を超えている。
- サステナビリティ報告を行う媒体として、フルレポートを冊子で作成する企業は153社(73%)となり、近年の減少傾向が下げ止まっている。一方、PDF形式やHTML形式による開示は増加傾向にあり、複数の報告媒体を用いてレポートを開示するケースが増えている。
- サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートを発行している企業数は、2011年の14社、2012年の26社に対して、2013年は34社と着実に増加しており、サステナビリティ情報の開示を行う企業の16%がこの形態での開示を採用するに至っている。サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートを発行している企業数は、過去5年間でおよそ6倍となっており、サステナビリティ報告と財務報告とを一体化した形態での企業情報開示が急速に拡大しているといえる。
- 一体化したレポートを発行している企業の約8割が、別途、HTML形式や冊子・PDF形式で、より詳細なサステナビリティ情報を開示している。
- サステナビリティレポートを発行している企業のうち、第三者保証を受けている企業は昨年より11社増えて53社となり、報告企業の25%を超えている。
- 2013年も70%以上のレポート(148社)が、GRIのサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(GRIガイドライン)を利用している。GRIガイドラインは、日本のサステナビリティ情報開示において最も利用されているガイドラインであるといえる。
- 単体や国内グループ会社に留まらず、海外グループ会社を含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は90社(43%)となり、前年比で増加している。
- 社会パフォーマンス指標のうち、従業員関連以外の指標では、73社(35%)がグローバルベースでの開示を行っている。これに対して、従業員関連の指標については単体ベースでの開示を行う割合が大きい。

報告内容の決定と重要課題

- 93社(44%)が報告内容の決定プロセスについて説明しているが、その大半は記述形式での簡単な説明に留まっている。
- 報告内容の決定プロセスについて説明している企業のうち、73社が結果として特定された重要課題を開示しており、「重要性マップ」を活用して詳細に説明している企業も18社見られた。しかし、報告企業の65%が特定された重要な課題を開示していない。
- 特定された重要な課題に関連付けて何らかの目標設定を行っている企業は、92社(44%)であった。
- 半数以上の企業がステークホルダーとの関わりについて何らかの記述を行っているが、ステークホルダー・エンゲージメントによって得られた知見を報告内容の決定や重要課題の特定に活用している事例は少ない。

個別報告項目

- 158社(75%)が、温室効果ガス排出量の削減目標を設定している。
- 何らかのスコップ3排出量を開示している企業数は121社(58%)に達し、前年比で6ポイント増加している。特に輸送・物流のほか、販売製品の使用、購入製品・サービス、従業員の出張のカテゴリで開示が進んでいるが、業種によってその傾向に差がある。
- 水に関するリスクや機会について言及している企業は39社(19%)とまだ少数ではあるが、増加傾向にある。
- 人権に関する方針や取組については、サプライチェーンに対する方針やコミットメントを開示している企業が前年比で9ポイント増加して84社(40%)になるなど、取組・開示に着実な進展がうかがえる。
- 報告企業の27%に相当する56社が紛争鉱物に関する方針または取組を開示しており、前年比13ポイントの増加となった。
- サプライヤー評価に関する具体的な開示内容としては、125社(60%)がCSR調達方針について開示しているが、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はその半数程度、サプライヤー監査の結果等の取組の結果までを開示している企業は全体の1割程度にとどまっている。
- 報告企業の過半数が、マネジメント層の女性比率など人材の多様性に関する開示を行っていない。



1. 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査の目的は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態について様々な角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることである。

本調査では、2013年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2013年に発行したサステナビリティレポートを対象としている。日経225では全部で35の業種区分が用意されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の18業種に区分している。

業種区分	会社数
食品	11
繊維	5
化学	18
医薬品	8
電力・石油・ガス	7
窯業	9
鉄鋼業	5
非鉄金属	12
機械	16
電気機器	29
自動車	9
建設	8
小売業	8
銀行・証券・保険・その他金融業	21
鉄道・バス	8
通信	6
サービス業	7
その他	38

1-2. 調査方法

本調査は、個々の調査対象企業が冊子の形で、あるいはウェブサイトで公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2014年1月から2014年2月の期間で実施した。

本調査では、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体を「サステナビリティレポート」と定義している。環境的側面のみが報告対象となっているレポートも本調査での「サステナビリティレポート」の定義に含み、CSR報告書、社会・環境報告書等のレポートのタイトルは問わない。

また、サステナビリティ報告の形態がますます多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけではなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTML形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTML形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織（バウンダリ）や発行頻度といった要素が記載されている場合についてのみ、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

2. サステナビリティ報告の基盤

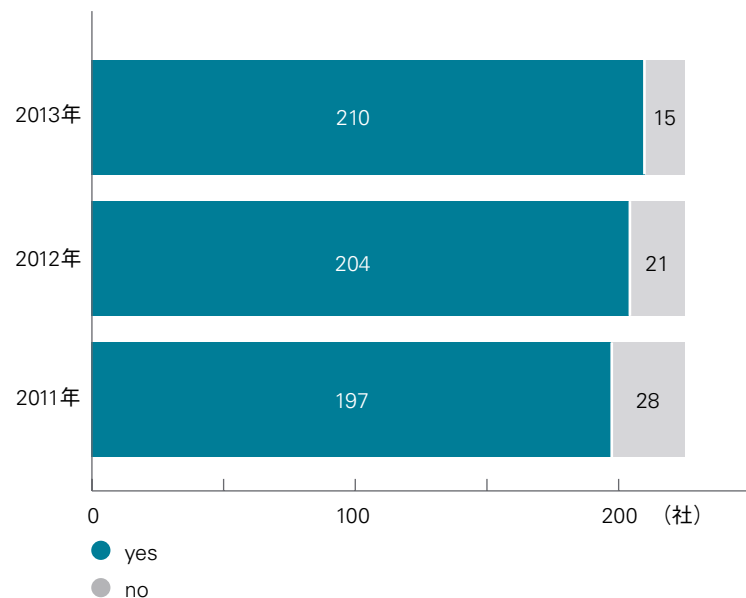
サステナビリティ報告を行うことは今や幅広い業種において一般的な慣行となっており、サステナビリティ情報と財務情報を一体で報告する実務も急速に拡大している。一方で、マルチステークホルダー向けのサステナビリティ情報開示は継続して行われており、GRIガイドラインが最も利用されている。サステナビリティ情報に信頼性を付与するための第三者保証は着実な広がりを見せており、サステナビリティレポートの4分の1が第三者保証を受けている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象の225社のうち210社がサステナビリティレポートを発行しており、前年に引き続き90%を超えている(図2-1-1)。

前年との比較によると、銀行、証券、保険などの金融機関において、サステナビリティ報告を行う企業の増加が見受けられる(表2-1-1)。最も開示が遅れているサービス業についても、調査開始後初めて50%を超えており、業種間のギャップはますます小さくなっている。日本におけるサステナビリティ報告は、今や企業情報開示の標準的な取組として定着したといえる。

図2-1-1 サステナビリティレポートの発行の状況



2-2. サステナビリティレポートの媒体

サステナビリティ報告を行う媒体として冊子形式の詳細報告(フルレポート)を発行する企業の割合は、2010年の81%から2012年に69%まで減少したが、2013年には73%にまで回復している。一方、PDF形式によるサステナビリティ報告を行う企業は97%と、調査開始以来最も高い割合となっている。また、HTML形式による開示も増加傾向にあり、複数の報告媒体を用いてサステナビリティ情報を開示する企業が増えているといえる。

引き続き冊子を発行している企業においても、レポートの読みやすさの向上やコスト削減等の理由から、増えすぎたページ数を削減しようとしている企業は少なくない。2013年5月に発行されたGRIガイドライン第4版(G4)においてマテリアリティ(重要性)の原則があらためて強調されたことを受け、今後もこうした傾向は進むものと考えられる。

表2-1-1 サステナビリティレポートの発行状況(2013年、業種別)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	11	0	100.0%
繊維	5	5	0	100.0%
化学	18	18	0	100.0%
医薬品	8	8	0	100.0%
電力・石油・ガス	7	6	1	85.7%
窯業	9	7	2	77.8%
鉄鋼	5	5	0	100.0%
非鉄・金属	12	11	1	91.7%
機械	16	15	1	93.8%
電気機器	29	28	1	96.6%
自動車	9	9	0	100.0%
建設	8	8	0	100.0%
小売業	8	7	1	87.5%
銀行・証券・保険・その他金融業	21	19	2	90.5%
鉄道・バス	8	8	0	100.0%
通信	6	5	1	83.3%
サービス	7	4	3	57.1%
その他	38	36	2	94.7%
合計	225	210	15	93.3%

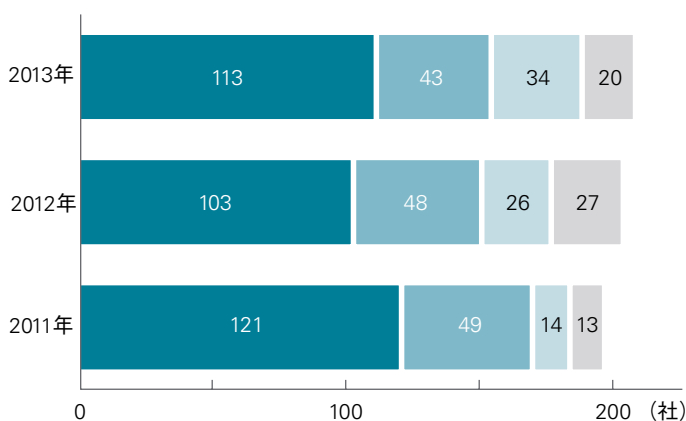
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合

サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートを発行している企業数は、2011年の14社、2012年の26社に対して2013年は34社と着実に増加しており、サステナビリティ情報の開示を行う企業の16%が、この形態での開示を採用するに至っている(図2-3-1)。

統合報告の普及を進める国際団体である、国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council: IIRC)は、統合報告のフレームワークについて、2013年4月に意見募集のための公開草案を公表し、同12月には正式なフレームワークの第1版を公表した。現状では、アニュアルレポートでサステナビリティ情報を開示している場合も、統合報告であると述べているレポートや、IIRCのフレームワークを参照しているレポートは比較的少数であるが(図2-3-2)、統合報告フレームワークの発行を受け、統合報告フレームワークに準拠した「統合報告書」を発行する日本企業が現れると想定される。

また、統合報告フレームワークが、主に投資家に対し、企業がいかに継続して価値を創造し続けていくかの説明を意図しているものであることを鑑みれば、投資家以外のマルチステークホルダーの様々な情報ニーズを満たすためのサステナビリティ報告は、今後も必要とされるものであり、統合報告によって完全に代替されるものではないと考えられる。実際、2013年においてサステナビリティレポートとアニュアルレポートを一体化している34社の開示状況を見ると、HTML形式やPDF形式で、より詳細なサステナビリティ情報の開示を継続しているケースが多い(79%)(図2-3-3)。

図2-3-1 サステナビリティレポートのアニュアルレポートへの統合



- 独立したサステナビリティレポートを発行し、アニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているが、アニュアルレポートではサステナビリティ情報を開示していない
- サステナビリティレポートとアニュアルレポートを一体化
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているのみで、アニュアルレポートはそもそも発行していない

図2-3-2 アニュアルレポートでサステナビリティ情報を開示している場合の、統合報告やIIRCフレームワークへの言及(2013年)

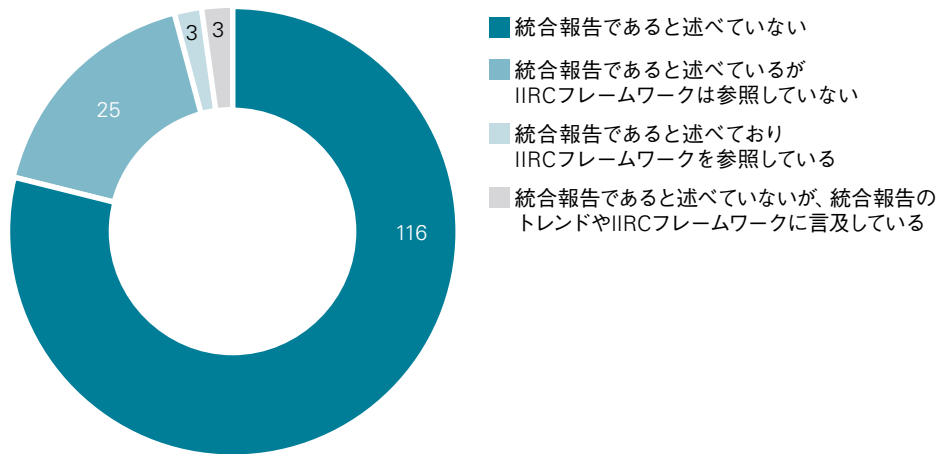
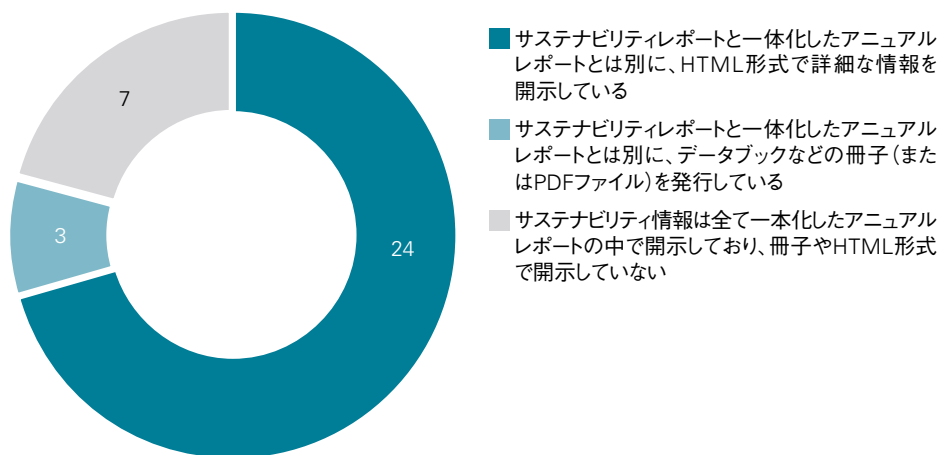


図2-3-3 一体化されたアニュアルレポート以外でのサステナビリティ情報の開示状況(2013年)



2-4. 第三者保証

企業は、サステナビリティレポートで報告している環境パフォーマンスデータや社会パフォーマンスデータに対する信頼性の付与を主な目的として、第三者保証を受ける。第三者保証を受けている企業は2013年に12社増加して53社となり、サステナビリティレポートを発行している企業に占める割合は25%を超えた(図2-4-1)。

保証を受けている割合が高い業種としては、前年に引き続き電力・石油・ガス、化学など、環境負荷が比較的高いと考えられる業種や、公益性の高い業種が挙げられる(表2-4-1)。

また、第三者保証の提供者は監査法人グループが多く、ISO審査登録機関が続くという状況に変化はない(図2-4-2)。

第三者保証では、通常、保証の対象となる情報、保証業務で準拠した基準、実施した手続、導き出された結論が、保証報告書の中に記載される。レポートの読者は、保証報告書に記載されている情報に基づき、どのような手続が実施され、どのような結論に至ったのかを判断することになる。その意味で、特に保証機関が準拠した基準や実施した手続が保証報告書の中で明示される必要がある。

監査法人グループは、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して第三者保証を行うことが求められており、保証報告書の中でもISAE3000に準拠して業務を実施していることを明記している。一方、ISO審査登録機関の場合、ISAE3000を「参考にしていない基準」として位置付けている機関や、準拠している基準に言及していない機関がほとんどである。

また、これまでの日本企業のサステナビリティレポートの特徴として、第三者保証は受けずに第三者意見のみを掲載しているレポートが多くみられ、2010年には50%のレポートがそのような開示を行っていたが、その割合は減少傾向にある。2013年には第三者意見のみを掲載しているレポートは38%にまで減少している。

表2-4-1 第三者保証を受けているレポート(業種別、2013年)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	2	9	18.2%
繊維	5	1	4	20.0%
化学	18	8	10	44.4%
医薬品	8	2	6	25.0%
電力・石油・ガス	6	3	3	50.0%
窯業	7	2	5	28.6%
鉄鋼	5	0	5	0.0%
非鉄・金属	11	3	8	27.3%
機械	15	2	13	13.3%
電気機器	28	7	21	25.0%
自動車	9	3	6	33.3%
建設	8	3	5	37.5%
小売業	7	1	6	14.3%
銀行・証券・保険・その他金融業	19	3	16	15.8%
鉄道・バス	8	2	6	25.0%
通信	5	0	5	0.0%
サービス	4	2	2	50.0%
その他	36	9	27	25.0%
合計	210	53	157	25.2%

図2-4-1 第三者保証を受けているレポート

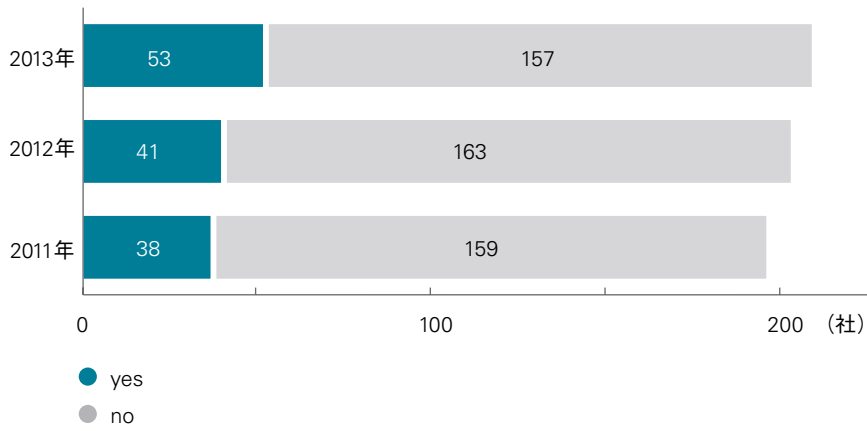
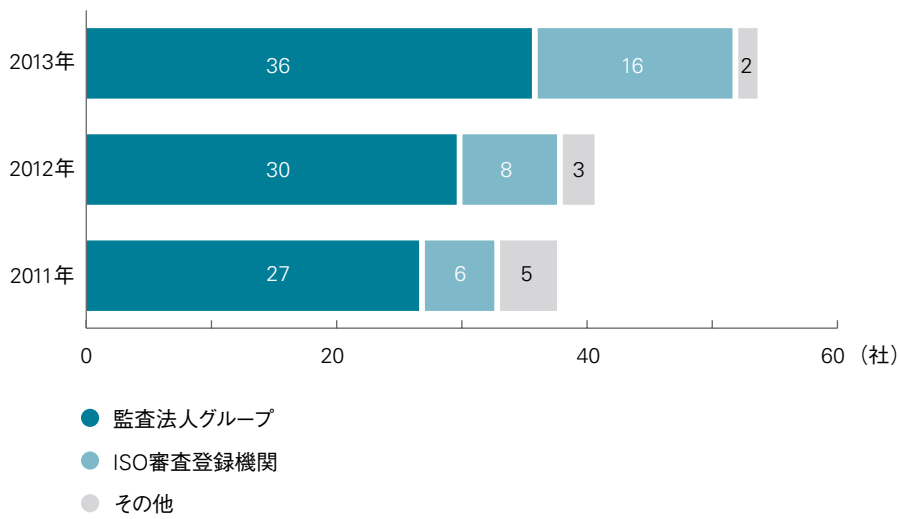


図2-4-2 保証機関



2-5. 報告ガイドラインの利用

多くのレポートは、GRIのサステナビリティ・レポート・ガイドライン(GRIガイドライン)¹と、環境省の「環境報告ガイドライン」²の、2つのガイドラインを利用している(図2-5-1)。2013年5月にGRIガイドライン第4版(G4)が発行されたが、2013年に発行されたレポートの多くはG3/G3.1を利用しており、G4を利用していると主張しているのは4社のみであった。

2013年にはGRIガイドラインのアプリケーションレベルを宣言しているレポートが減少し、自己宣言をしている企業は24社となった(図2-5-2)。

G3/G3.1では、企業がGRIガイドラインに「準拠」して報告を行う場合、ガイドラインを適用している程度(アプリケーションレベル³)について自己宣言することを求めてきた。一方、2013年5月に公表されたG4ガイドラインでは、アプリケーションレベルが廃止され、代わりにCoreとComprehensiveの2つの準拠オプションのいずれかを選択することになっている。

G3/3.1では、多くの情報を開示すればするほど「高い」アプリケーションレベルを自己宣言できることから、重要性がそれほど高くない情報も含め、開示される情報量が増大する傾向が見られた。また、アプリケーションレベルの高さが、情報開示の質の高さやサステナビリティパフォーマンスの高さを表わしているかのような誤解を招くとの指摘がなされており、ガイドラインの改訂に向けた議論の中で、アプリケーションレベルの意義が問われてきた。アプリケーションレベルを宣言しているレポートの2013年における減少は、こうした議論も影響していると推察される。

なお、本来はサステナビリティ報告に関するガイドラインではないが、ISO26000に沿ったレポート構成を採用している企業は2012年の54社から70社に、国連グローバルコンパクトの10原則との対応関係を示す形で開示を行っている企業は2012年の9社から11社に、それぞれ増加傾向が認められる。

図2-5-1 利用されている報告ガイドライン

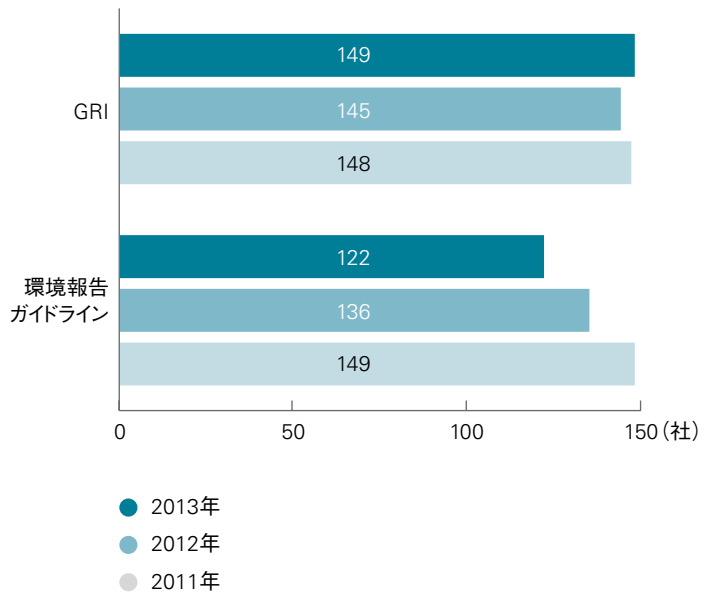
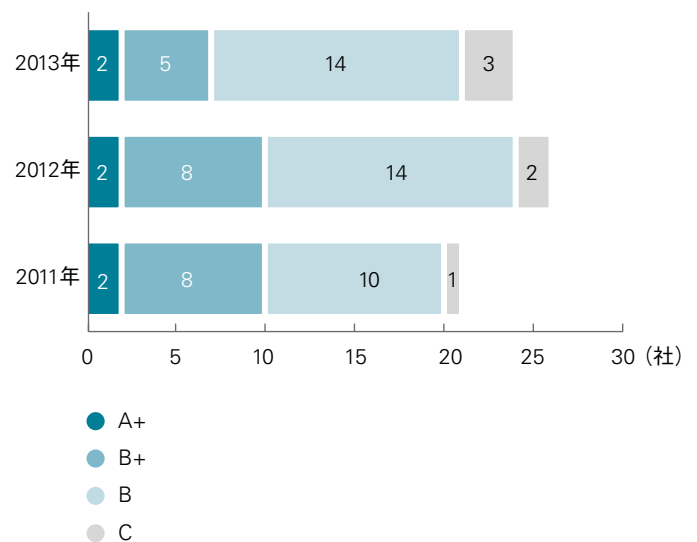


図2-5-2 アプリケーションレベル



1 本調査の「GRIガイドライン」には、第3版(G3)、第3.1版(G3.1)、第4版(G4)を含んでいる。
 2 本調査の「環境報告ガイドライン」には、2007年版と2012年版を含んでいる。
 3 GRIガイドラインG3/G3.1のアプリケーションレベルには、A、B、Cの3段階があり、開示が要求される情報としてはAが最も多く、Cが最も少ない。さらに、第三者保証を受けている場合、A+、B+、C+というようにプラス(+)を付けることができる。G4の準拠オプションは、CoreとComprehensiveの2段階であり、開示が要求される情報としてはComprehensiveの方が多い。

2-6. 組織バウンダリ

環境パフォーマンス指標については90社(43%)が、原則的に国内・海外を含む連結の範囲でデータを開示していることがわかった(図2-6-1)。過半数には達していないが、グローバルベースで環境データを開示している企業は確実に増加している。

社会パフォーマンス指標には様々なものがあるが、特に従業員関連の指標に関しては、国・地域間の雇用慣行や人事制度の違い、従業員関連データを収集するための情報システムの未整備といった要因により、環境に比べるとバウンダリが限定的である傾向がある。

こうしたことを踏まえ、今回から、社会パフォーマンス指標については、「従業員関連の社会パフォーマンス指標」と「従業員関連以外の社会パフォーマンス指標」に分けてバウンダリを調査することとした。

この結果、従業員関連以外の社会パフォーマンス指標については、国内・海外連結ベースで開示を行っている企業が73社(35%)と最も多かったのに対し、従業員関連の社会パフォーマンス指標において最も多かったのは、単体ベースでの開示である(71社、34%) (図2-6-2)。

単体の従業員関連データは人事システムから比較的容易に収集することができるが、親会社の人事システムで管理されていない従業員関連データについては、別の手段を使って収集する必要がある。従業員関連指標のバウンダリの拡大に関しては、現状は親会社の人事システムで管理されていない子会社からデータを収集する仕組みを、いかに構築できるかが鍵となる。

図2-6-1 環境パフォーマンス指標の組織バウンダリ

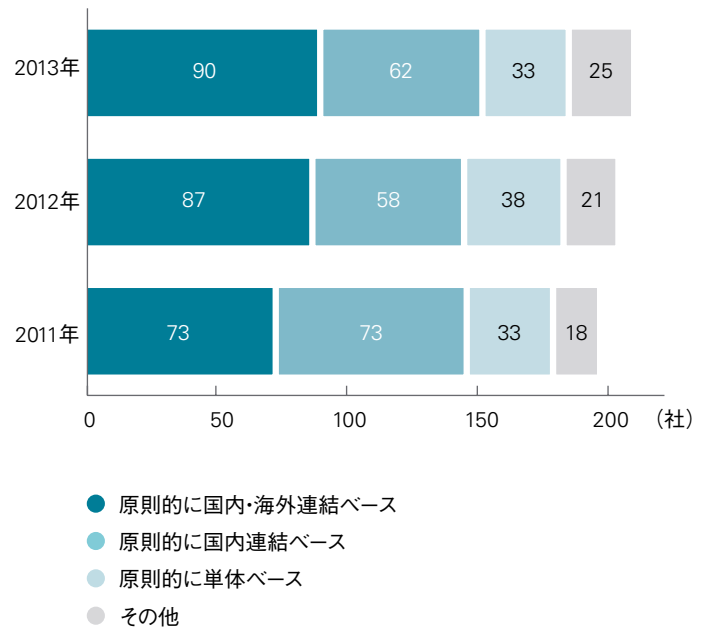
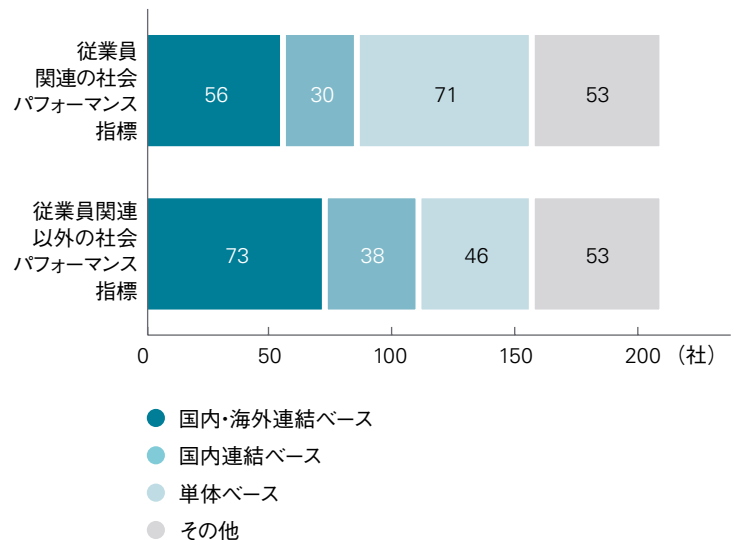


図2-6-2 社会パフォーマンス指標の組織バウンダリ(2013年)



3. 報告内容の決定と重要課題

サステナビリティに関連する取組や課題は多岐にわたるが、全ての情報が、自社やそのステークホルダーにとって、等しく重要であるわけではない。多くの情報の中から、何が自社のサステナビリティ報告に値するかを決定するためには、重要な課題の優先順位付けを行うことが必要である。しかし、多くの日本企業のサステナビリティ報告は、重要課題にフォーカスした情報開示に課題を抱えている。

3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

GRIガイドラインは、報告内容を決定するために情報の重要性(マテリアリティ)をどのように検討したかというプロセスについて、レポートの中で説明することを求めている。2013年のサステナビリティ報告において、その報告内容の決定プロセスについて何らかの説明を行っている企業は93社あり、これは報告企業全体の44%に相当する(図3-1-1)。

報告内容の決定プロセスについて説明している企業のうち、73社(78%)が、結果として特定された重要課題を開示している。なお、報告内容決定プロセスについて説明している企業のうち、事業活動におけるどの部分が社会にインパクトを与えるかについて「重要性マップ」を活用して詳細に説明している企業も18社(19%)見られた(図3-1-2)。

しかし、報告企業全体の65%が、重要な課題を開示していない状況である。

3-2. 重要課題と目標設定の関連性

サステナビリティ報告は、企業におけるサステナビリティに関する課題認識と、それに対する活動の推進状況を報告するものである。活動推進にあたっては、取組の進捗や達成度合いを評価するための管理指標(KPI)や、達成期限を明確にした目標を設定した上で、PDCAサイクルを回していくことが効果的である。さらに、活動の一貫性の観点から、その目標は自社の認識する重要課題とリンクしていることが望ましい。

KPMGインターナショナルが2013年に行った「The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013」では、世界の大企業250社において、特定された重要課題と関連づけた目標設定を部分的にでも行っている企業は、87%にのぼった。これに対して、日本企業が特定した重要課題に関連づけた目標設定を行っている割合は、44%であった。GRIガイドラインや統合報告フレームワークにおいても、重要課題にフォーカスした情報開示が求められており、日本企業が今後対応すべきサステナビリティ報告の課題の1つとして挙げられる。

図3-1-1 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無

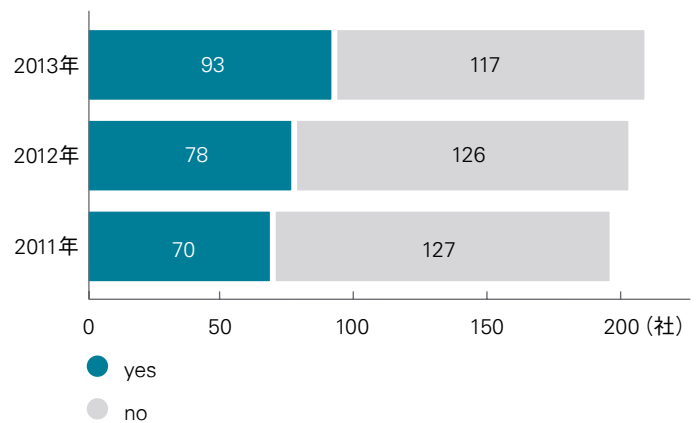
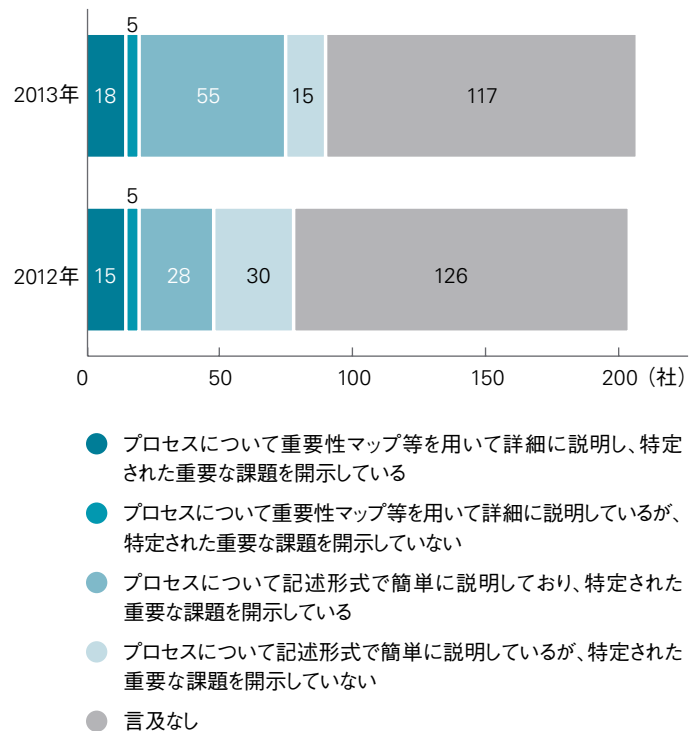


図3-1-2 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示状況



3-3. ステークホルダー・エンゲージメント

企業がサステナビリティ報告を行う目的として、多様なステークホルダーのニーズや要望を把握し、それに的確に対応することを通じて、ステークホルダーの自社に対する信頼性を高めたいということがあるだろう。サステナビリティに関する取組や情報開示にあたっては、ステークホルダーとのコミュニケーションが不可欠である。

今回ステークホルダー・エンゲージメントに関する開示の状況を調査したところ、ステークホルダーのリストを掲載するケースが最も多く120社(57%)、ステークホルダー・エンゲージメントの実例は101社(48%)、ステークホルダー・エンゲージメントに対する方針や考え方は100社(48%)が開示していた。一方、ステークホルダーとの対話の手段・頻度等(68社、32%)や、ステークホルダーからの意見に対する会社の考え方(52社、25%)についての開示は、ステークホルダー・エンゲージメントに関する他の開示内容と比較して進んでおらず、4分の1のレポートは、ステークホルダー・エンゲージメントについて言及していなかった(図3-3-1)。

図3-2-1 特定された重要な課題と関連づけた目標設定の状況(2013年)

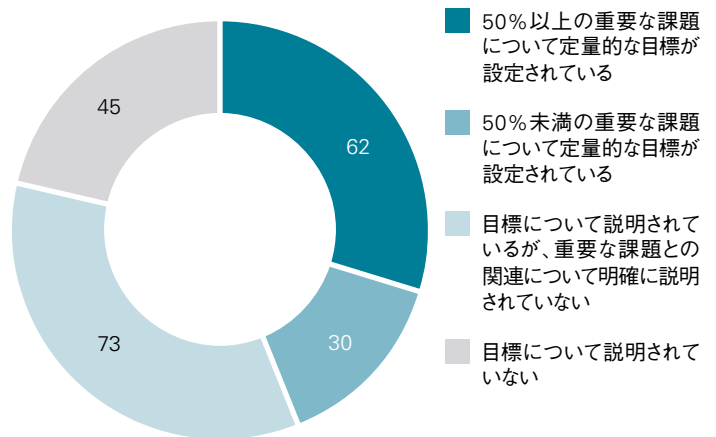
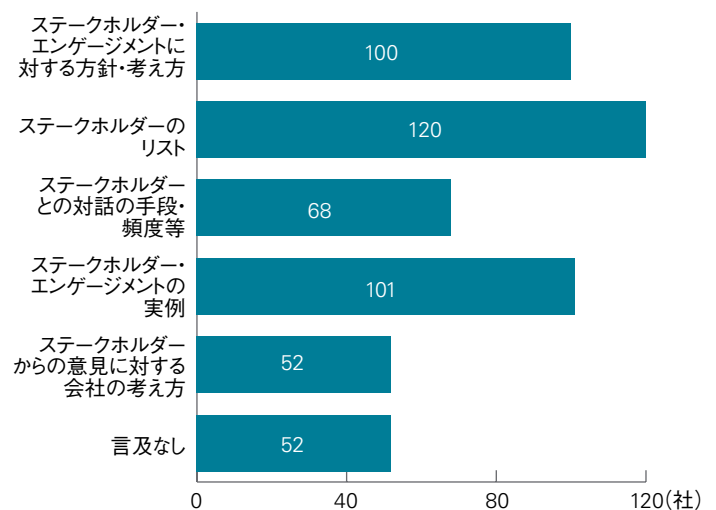


図3-3-1 ステークホルダー・エンゲージメントに関する開示(2013年)



4. 個別報告項目

温室効果ガス排出量に関する各種取組やパフォーマンスの報告においては、「スコープ3排出量」に関する開示が進展している。その他にも、水資源、人権、紛争鉱物など、自社が直接管理可能な範囲を超えてサプライチェーンに対して影響力を行使する取組に進展が見受けられる。また、今回はサプライヤー評価の取組や人材の多様性に関する開示の状況についても調査した。

4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

気候変動に関する情報開示の重要性は既に広く認識されているが、東日本大震災以降エネルギー政策が不透明な状況が続いているためか、2013年の調査においては、削減目標を設定している企業数に大きな変動は見られなかった(図4-1-1)。

また、目標の設定期間(目標の達成年)を、短期、中期、長期の3つの区分で見ると、前年同様に中期目標を設定している企業が最も多いことがわかる(図4-1-2)。

ただし、2020年までの国内企業による削減数値目標を定めた日本経済団体連合会による新たな「低炭素社会実行計画」の公表(2014年1月)を受けて、今後目標設定の見直しを行う企業が増えることが予想される。

温室効果ガス排出量は、スコープ1(組織の事業活動(燃料の使用など)によって直接排出される温室効果ガス排出量)、スコープ2(外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガス排出量)、およびスコープ3(スコープ1、2以外の間接的排出量)に区分される。

スコープ3排出量に関しては、2011年9月にThe Greenhouse Gas Protocol (GHGプロトコル)がスコープ3排出量の算定・報告基準を公表し、2012年3月には環境省と経済産業省が「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表するなど、算定や報告のための枠組や基準の整備が進んでいる。また、CDPや日本経済新聞社による環境経営度調査等の評価基準にスコープ3排出量の開示が組み込まれたこともあり、開示要求は高まっているといえる。

こうした動向を受け、スコープ3排出量を開示する企業は増加、何らかのスコープ3排出量を開示している企業の割合は58%(121社)となり、前年の52%(106社)から6ポイントの増加がみられた。

カテゴリ別では、輸送・配送に伴う排出量を開示している企業が圧倒的に多く(106社)、次いで販売した製品の使用(40社)、購入した製品・サービス(37社)、出張(34社)、事業活動で発生する廃棄物(32社)、雇用者の通勤(26社)と続いている(図4-1-3)。特に、販売製品の使用に伴う排出、購入製品・サービスに伴う排出、従業員の出張に伴う排出を開示する企業が増えている(図4-1-4)。

図4-1-1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

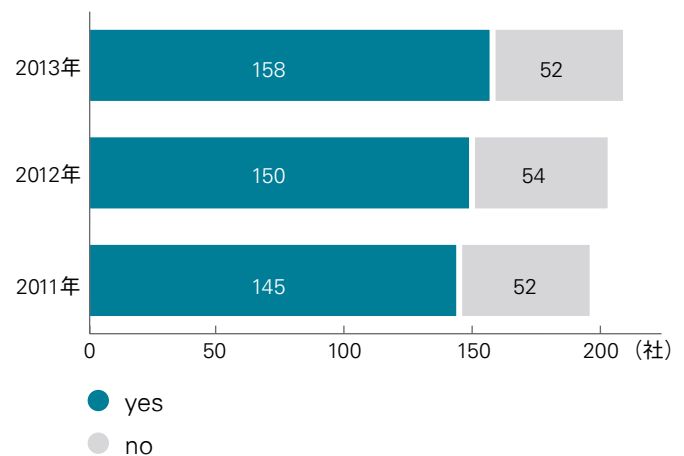
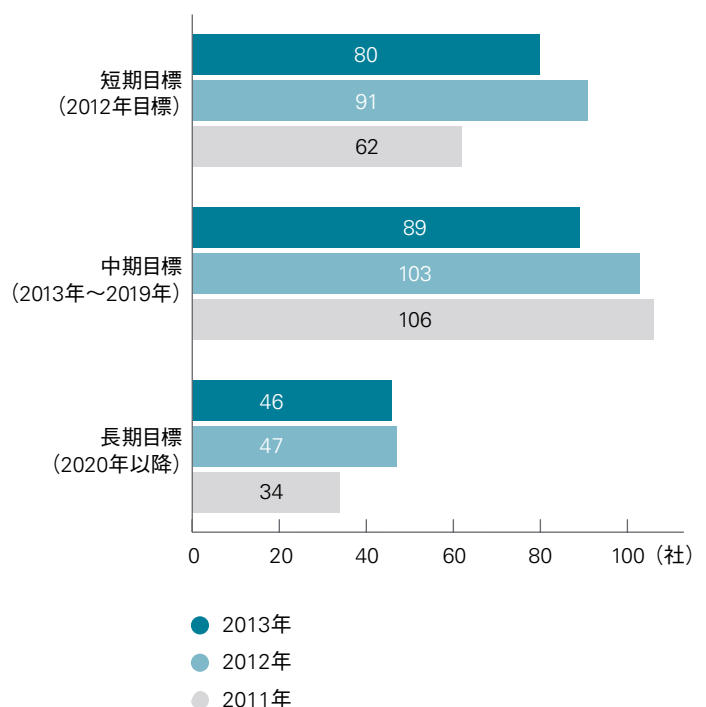


図4-1-2 温室効果ガス排出量の目標設定期間



スコープ3排出量の開示を行っている企業の割合を業種間で比較すると、電気機器や自動車、化学、食品等の業種で積極的な開示が行われていることがわかった。個別のカテゴリのうち、販売製品の使用に伴う排出については、製品使用時にエネルギーを必要とする業種（建設、自動車、電気機器、機械）や、製品自体がエネルギーである業種（電力・石油・ガス）において、開示が進んでいる傾向が見られた。

一方、購入した製品・サービスに伴う排出については、上流のサプライヤーから素材や部品、商品等の供給を受ける業種（小売、建設、自動車、電気機器、機械）では開示する企業が多いが、自らがサプライチェーンの上流に位置している素材産業（繊維、窯業、鉄鋼、非鉄金属）では開示する企業が少ない傾向が見られる。

スコープ3排出量の算定を目標に掲げている企業もあり、今後はさらに開示が進むことが予想される。把握したスコープ3排出量を各社がどのように活用するかについても注目される。

図4-1-3 カテゴリ別のスコープ3排出量の開示

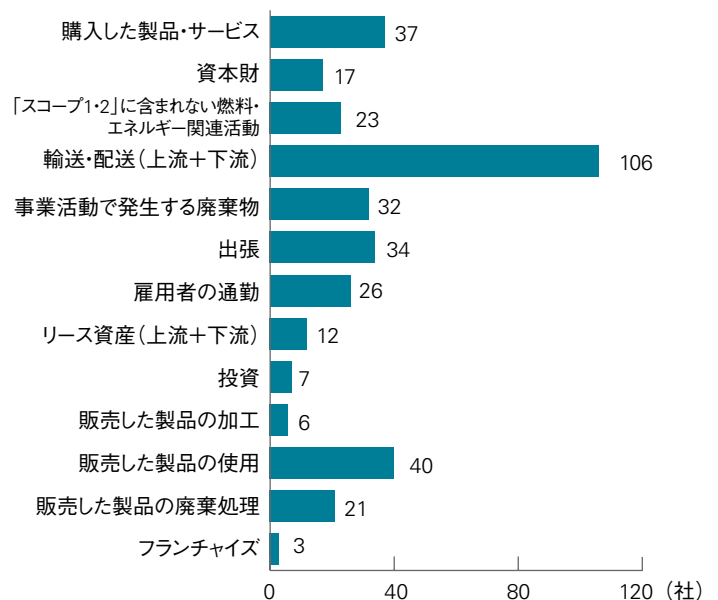
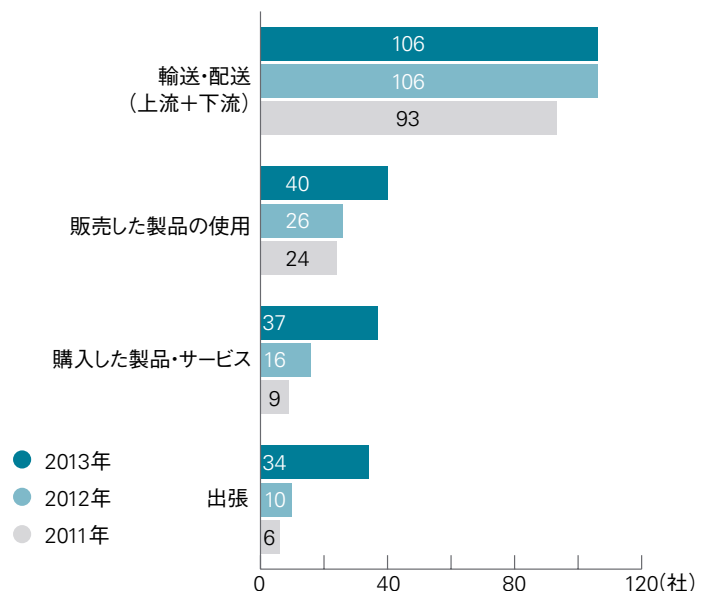


図4-1-4 スコープ3排出量開示の推移



4-2. 水資源に関する開示

人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、人口増や新興国の経済発展に伴い、水に対する需要は増加している。世界経済フォーラムがインパクト(影響度)の大きいグローバルリスクとして、過去3年連続で水に関するリスクを上位に挙げているなど、水不足や地下水位の低下などの水供給危機は、企業活動の制約条件としても注目されつつある。

企業の事業場における水の直接的利用に関し、水資源投入量(絶対量)については162社(77%)が、水資源投入量(原単位)については39社(19%)が開示している。報告企業の中ではまだ少数であるものの、絶対量または原単位での水資源投入量の目標を設定している企業は41社(20%)であり、前年から13ポイント増加している。また、水資源に関するリスクと機会について何らかの開示を行う企業も39社(19%)と前年から14ポイント増加しており、水を事業活動の重要な側面としてとらえる企業が増えつつあることがうかがえる(図4-2-1)。

日本企業の海外展開、特に中国、東南アジア、南アジアへの進出は加速しており、同様に、日本企業のサプライチェーンも中国やアジア諸国を中心に急速にグローバル化している。特に中国北部やインドは、水ストレス(利用可能な淡水量に対する取水量の比率)がこれまでも高い地域であったが、経済発展に伴う農産物や工業製品の生産増に伴う淡水需要の増加により、水ストレスはますます深刻になると予想されている。そのため、日本企業はサプライチェーンにおける水ストレスの影響を一層受けやすくなるといえる。

しかし、サプライチェーンにおける水使用に伴うリスクに関する情報を開示している企業は、前年に引き続きほぼ皆無であり、サプライチェーンにおける水リスクに対する認識や取組が進んでいるとはいえない。2014年には日本企業を対象としたCDPウォーターの調査も開始され、日本企業の水リスクに関する情報開示の拡充への期待が高まっている。

4-3. 人権に関する開示

2013年の調査では、157社(75%)が自社グループの操業における人権尊重や保護に関する方針やコミットメントを表明しており、前年から2ポイント増加している。リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセス等、具体的な活動の状況を開示している企業は20社、モニタリングの結果を開示している企業は11社であり、いずれも微増している(図4-3-1)。

また、サプライチェーンにおける人権に関する取組についても、方針を設定している企業は84社(40%)、アンケートやサプライヤー監査などによる評価プロセスを開示している企業は37社(18%)、そして調査結果を公表している企業は10社(5%)となっており(図4-3-2)、サプライチェーンを通じた人権へのインパクトやリスクに関する企業の認識の変化がうかがえる。

図4-2-1 水資源に関する開示

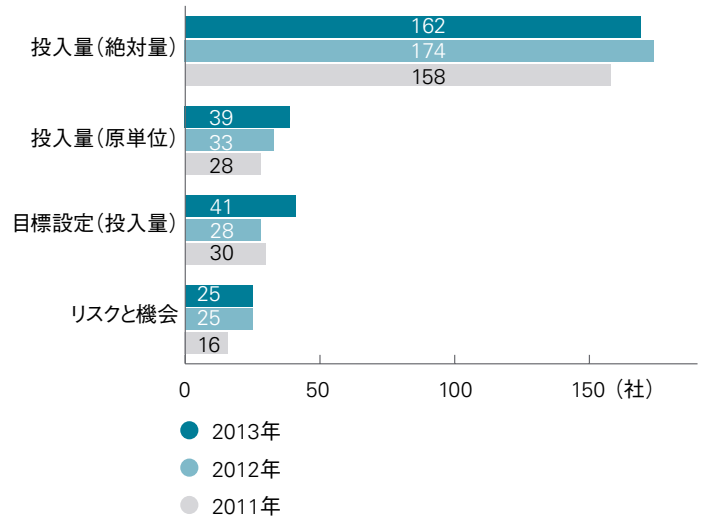


図4-3-1 人権に関する開示内容(自社)

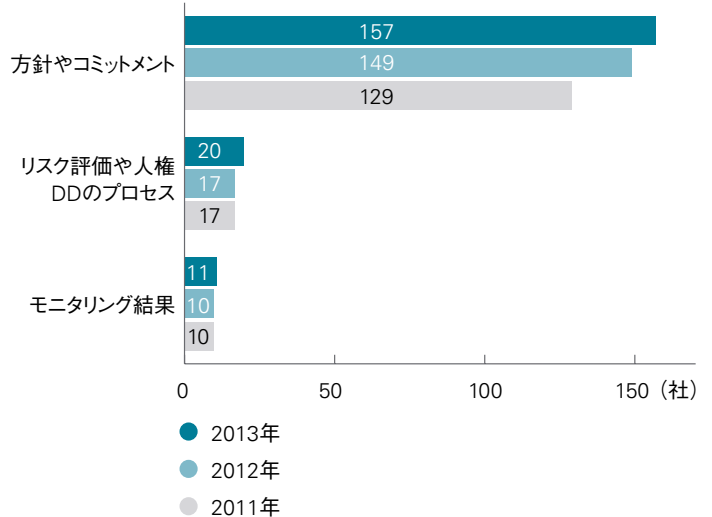
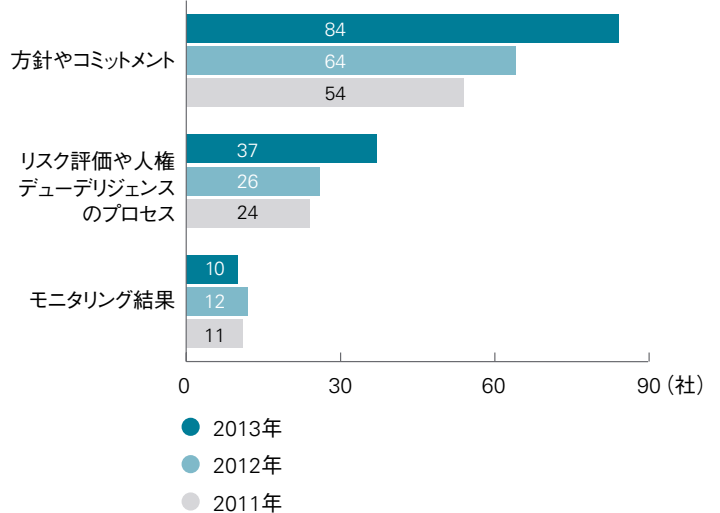


図4-3-2 人権に関する開示内容(サプライチェーン)



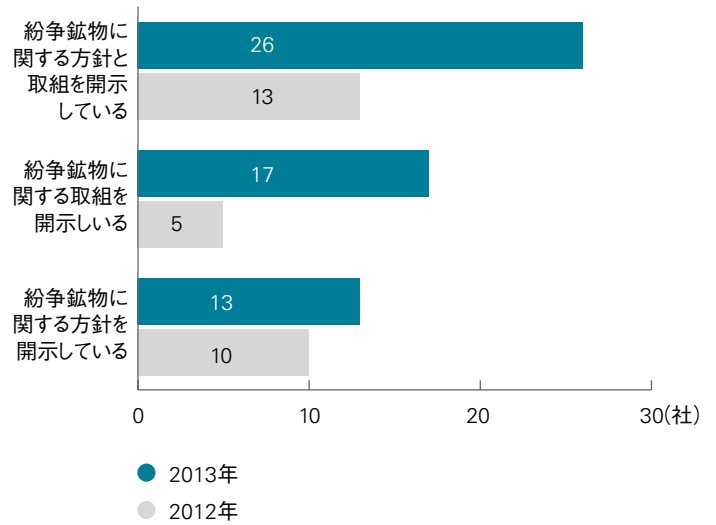
4-4. 紛争鉱物に関する開示

コンゴ民主共和国とその隣接国で産出される紛争鉱物(金、スズ、タンタル、タングステン)の一部は、当該地域における武装勢力や反政府組織の資金源となっており、こうした鉱物を購入することは、間接的に非人道的行為や紛争の長期化、人権侵害を助長することにつながるとして、欧米を中心に対応の動きが拡大している。

米国証券取引委員会(SEC)が2012年8月22日に採択、公表した、金融規制改革・消費者保護法(ドッド・フランク法)の第1502条に係る最終規則では、米国の証券取引所に上場する企業は、自社製品に「紛争鉱物」を使用しているか否かをSECに報告することが規定された。対象企業には2013年1月1日以降、紛争鉱物に関する規則の遵守が義務付けられ、2014年5月31日までに最初の年次報告義務を満たさなければならない。この規則では、SEC上場企業に対しサプライチェーンの調査およびデューデリジェンスの実施を求めており、電気機器・通信・自動車・産業機器を始めとした広範な業種のサプライチェーンにおいて、SEC非上場を含む多くの企業にその影響が及ぶものとなっている。

このような動きを受け、2013年のサステナビリティ報告では、56社(27%)が紛争鉱物に関する方針や取組を開示している。これは、前年と比べ13ポイントの増加となっている。また、その56社の内訳をみると、紛争鉱物に関する方針と取組の両方を開示している企業が26社と最も多かった(図4-4-1)。業種別では、通信(83%)、電気機器(76%)の区分において開示が進んでいる。

図4-4-1 紛争鉱物に関する開示の内容



4-5. サプライヤー評価に関する開示

ここまで見てきたように、温室効果ガス、人権、紛争鉱物といった側面に関しては、サプライチェーンにおける影響や取組を開示する企業が増加傾向にある。GRIのG4ガイドラインにも、サプライチェーンに関する新しい報告要件が盛り込まれており、自社が直接管理可能な範囲にとどまらず、サプライチェーンにおける影響やそれを管理する方法等を開示することは、今後特別なことではなくなっていくと思われる。

2013年における、サプライチェーンに関する具体的な開示状況を見ると、CSR調達方針については125社(60%)が開示している(図4-5-1)。しかし、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はそれぞれ67社、61社であり、CSR調達方針を開示している企業の半数程度に留まっている。また、サプライヤー監査の結果等の取組の結果までを開示している企業は22社(10%)しかなく、この分野における企業の取組は発展途上にあることがうかがえる。

企業がCSRの観点でサプライヤーを評価する基準の内容に目を向けると、環境に関する基準に基づいて評価している企業が93社(44%)と最も多く、これに人権(児童労働、差別、強制労働等)や労働慣行(雇用慣行、労働安全衛生等)が続いている。また、腐敗防止や反競争的行為など、社会に及ぼす影響に関する基準により評価している企業数も42社(20%)ある(図4-5-2)。

図4-5-1 サプライヤー評価に関する開示

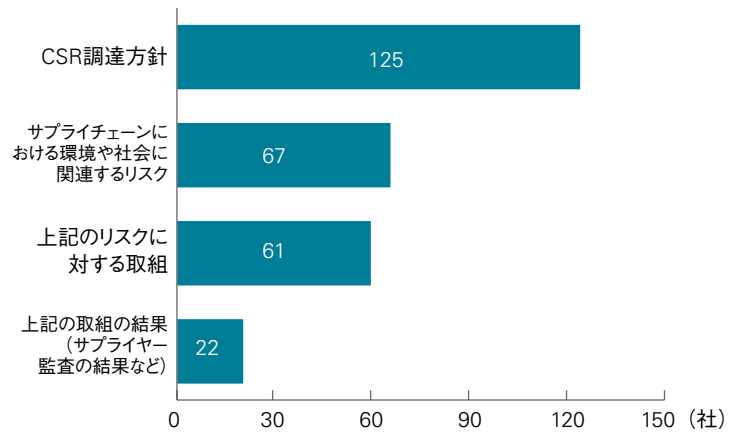
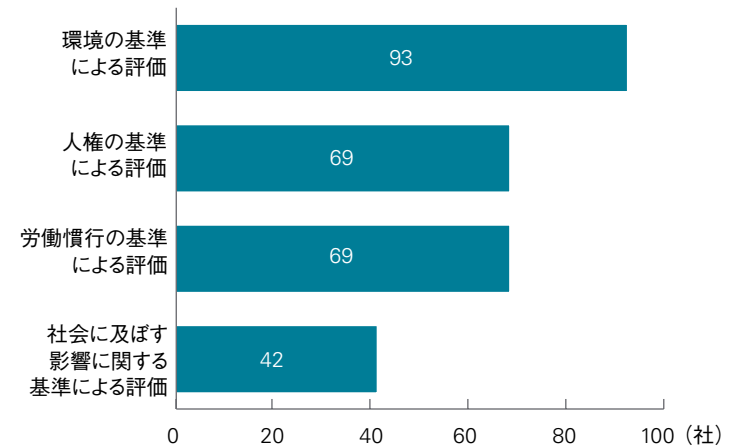


図4-5-2 サプライヤーの評価基準



4-6. 人材の多様性に関する開示

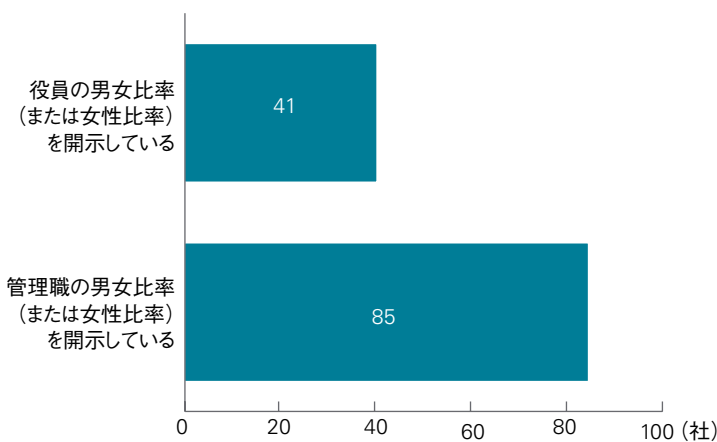
安倍政権は成長戦略の柱の1つに「女性の活躍」を掲げている。消費者のニーズや従業員のニーズが多様化している今日においては、マネジメント層にも多様な視点が求められており、役員や管理職への女性の積極的な登用が、企業の競争力の強化につながるという見方が増えつつある。

2013年の報告においてマネジメント層における男女比率（あるいは女性比率）を開示している企業は、役員については41社（20%）、管理職については85社（40%）であり、こうした情報を開示している企業はまだ過半数に達していないことがわかる（図4-6-1）。

なお、「2.6 組織バウンダリ」で述べたように、従業員に関する指標のバウンダリは、国内・海外連結ベースで開示する企業よりも単体ベースで開示している企業のほうが多い。連結ベースでの情報収集体制および取組（女性活躍推進）体制の強化が、この分野における特徴的な課題と言える。



図4-6-1 管理職・役員の女性比率に関する開示



5. おわりに

G4ガイドラインと統合報告

2013年は、GRIガイドライン第4版(G4)と統合報告フレームワーク第1版が公表され、企業のサステナビリティ報告のあり方についての関心が世界的に高まった年であったといえる。

いずれの報告枠組も、増えすぎる傾向にあった企業情報開示に対して、重要性にフォーカスした開示を促すものとなっており、重要な課題の特定プロセスや、目標設定、マネジメントアプローチやパフォーマンス指標まで、企業は情報開示を重要な課題と関連付けて行うことが求められている。

サステナビリティ報告は、幅広い業種において、もはや標準的な情報開示となり、アニュアルレポートにおけるサステナビリティ情報の開示も急速に進展している。現状では、重要な課題を中心に据えた一貫性のあるサステナビリティ報告を行っている日本企業は多いとは言えないが、2014年は、外部環境の変化や主要な報告枠組の改訂・発行を受けて、ステークホルダーとのコミュニケーションや社内体制、情報の信頼性確保の取組を含め、自社のサステナビリティ情報開示をあらためて見直す企業も多いと思われる。

G4ガイドライン準拠のための移行期間として、2015年末まではG3/G3.1の利用が認められているが、2016年以降はG4の新しい準拠要件を満たすことが求められる。期日までにG4準拠を目指す場合は、これまでの開示と準拠要件とのギャップ分析をはじめ、計画的な対応が必要となる。

サプライチェーンにおける責任

世界的な人口増加と技術革新、グローバル経済の拡大の時代にあって、企業の影響力は社会の持続可能性を左右するものとなるに至っている。G4ガイドラインでは、企業がサプライチェーンを通じて及ぼす社会・環境・経済的影響について把握・評価し、重要な課題についてはサプライヤー、委託物流業者や消費者など、自社の連結範囲外の組織を報告対象のバウンダリに含めることを求めている。このことは、温室効果ガスのスコープ3排出、水資源、人権、調達慣行等、多くの個別指標の開示のあり方にも影響を及ぼしており、これまで自社の連結範囲において開示されていた情報の組織バウンダリが徐々に拡大している傾向が見られる。

企業のサステナビリティ戦略の策定と実践にあたっては、サプライチェーンにおける自社の位置づけや影響力を評価し、そこに潜在する機会やリスクを把握することが必要となる。しかし、サプライチェーンが長く複雑なものになるほど、自社と直接取引のある一次サプライヤーの評価だけでは、そのリスクを的確に把握することは難しくなる。例えば、紛争鉱物の調査を法律で直接的に義務付けられるのは、米国の証券取引所に上場している企業のみであるが、調査対象は対象企業へ部品や原料を供給している一次サプライヤー、一次サプライヤーにさらに原料を供給する二次サプライヤー、その先の製錬会社や鉱山に至るまで、サプライチェーンの上流へ遡っていくことになる。

多様性とエンゲージメント

今回の調査では、新規に従業員に関する指標の組織バウンダリ、管理職・取締役の多様性とステークホルダー・エンゲージメントに関する開示の状況を確認した。この結果からは、ステークホルダー・エンゲージメントの重要性は認識しつつも、実際にステークホルダーの意見や要望を自社のサステナビリティの取組に反映させる仕組みについて開示している企業は少ないという状況が明らかになった。また、性別や国籍など、人材の多様性に関する開示は、環境パフォーマンスなどの指標と比べて遅れており、このことは、多様な人材の活用という課題に対する日本企業の対応の遅れを示唆していると思われる。

ステークホルダー・エンゲージメントと人材の多様性は、一見あまり関わりのない事項であるように思われるが、いずれの取組も、多様なバックグラウンドや知見、ニーズを持った人々の力を、自社の成長や持続可能性にどのように活かすかという点で共通している。

重要なのは、女性比率等の指標そのものではなく、多様な人材がそれぞれの持てる能力を発揮できる環境や、これまでにない改革を受け入れながら、変化の激しい環境に対応していく組織の柔軟性であるといえる。

EUの成長戦略に基づき、欧州では域内の上場企業に対して、取締役会の構成の多様性に関する開示を求めるようになってきている。具体的には、年齢、性別(ジェンダー)、地域、学歴や職歴といった観点からの取締役会の多様性に関する方針、多様性方針の目的、方針の運用状況、報告期間における実績についての開示が求められている。

変化する経営環境に適応しながら自社の成長と社会のサステナビリティを実現していくことが求められるなか、日本企業のモノカルチャー(性別や国籍の多様性の欠如)が、その障壁として指摘されることも多い。人材の多様性を企業の持続的な成長力の指標として注視する投資家も多く、今後、人材の多様性に関する取組と女性比率をはじめとする指標の開示の進展が期待される。

KPMGあずさサステナビリティについて

KPMGあずさサステナビリティは、KPMGとして世界的に統一された方法論に基づき、サステナビリティレポートに対する第三者保証業務を行っているほか、サステナビリティ報告の高度化に対する支援、環境・安全コンプライアンス調査や人権デューデリジェンス支援などを通じた、企業のCSRの領域におけるリスクマネジメントの支援を提供しています。

50か国以上で約700名の専門家を擁するKPMG Climate Change & Sustainability Services (CC&S)の世界的なネットワークを活用し、企業がサステナビリティに関連する経営上の課題に対処することを支援しています。

Contact us

齋藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
代表取締役社長

T: (03) 3548 5303

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役

T: (03) 3548 5303

E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役

T: (06) 7731 1304

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 14-1182

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Publication date: April 2014